

しょうきやくしさん

償却資産（固定資産税）申告の手引き

市税行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産についても課税されます。償却資産は申告制度がとられており（地方税法 383 条）、毎年 1 月 1 日現在の償却資産の状況について申告していただく必要があります。

これは、確定申告や市県民税の申告とは異なり、固定資産税課税の基礎となるものですので、この手引きを参照し申告書に必要事項を記入の上、期限までに提出していただきますようお願いいたします。

申告提出期限	毎年 <u>1月31日</u> ※修正申告は、随時受け付けています。
申告書提出先 お問い合わせ先	〒885-8555 都城市姫城町6街区21号（本館2階10番窓口） 都城市役所 資産税課 電話（0986）23-2124（直通） FAX（0986）23-2673 <small>郵送で提出される方で控に受付印が必要な方は、控とともに<u>切手を貼った返信用封筒</u>を同封してください。同封のない場合は、返送いたしかねますので御了承ください。</small> ※なお、以下の各総合支所、各地区市民センター（市民センター）でも受付いたします。 総合支所（地域生活課）・・・山之口、高城、山田、高崎 地区市民センター・・・沖水、志和池、中郷、庄内、西岳（夏尾）

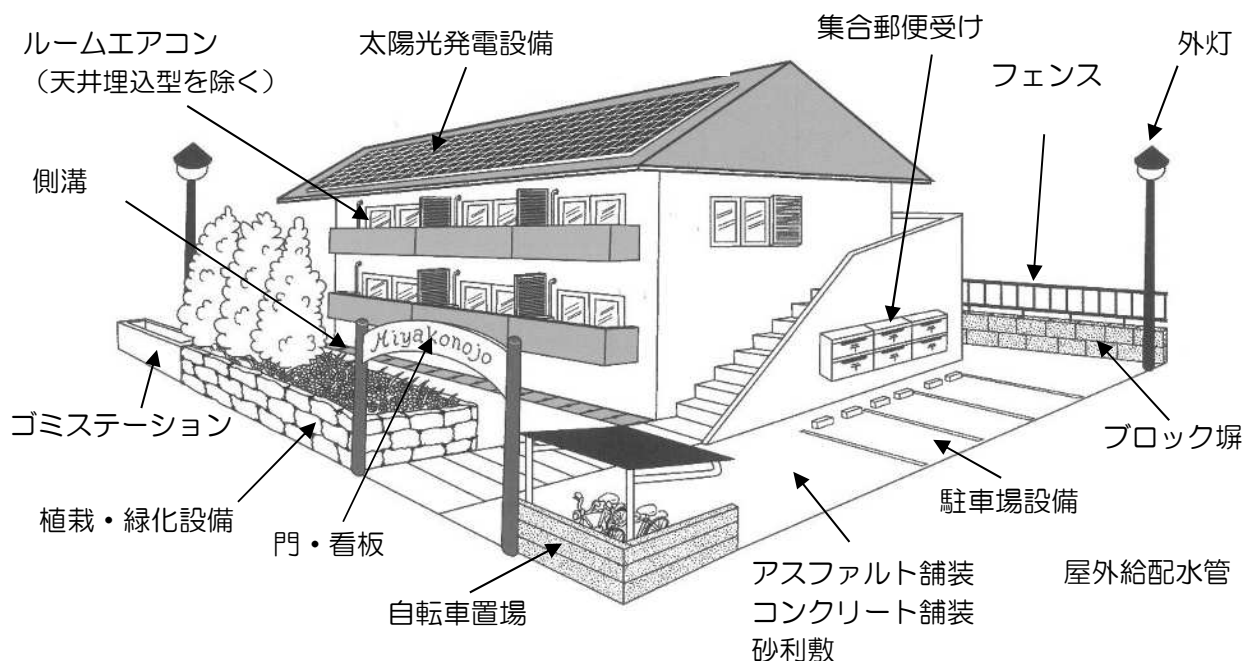
都 城 市

1 償却資産とは

固定資産税でいう償却資産とは、土地、家屋以外の事業用に使われる資産で税務会計（法人税・所得税）において、その減価償却費が所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものを含みます）をいいます。（地方税法第341条第4号）業種別による具体例は※別表1（11ページ）をご覧ください。

種 類	内 容
構 築 物	駐車場舗装(アスファルト・コンクリート舗装・砂利敷) 広告塔 外溝 門 塀 緑化設備 庭園 ビニールハウス など
建築設備 (家屋付属設備)	受変電設備 屋外給排水設備 看板 簡易間仕切り 浄化槽設備 建物から独立した設備（スポットライト、外灯等）など テナントが家屋に取り付けた内装、造作●詳しくは2ページをご覧ください。
機械及び装置	建設機械 印刷機械 農業用機械 太陽光発電設備 など
船舶・航空機	ボート 漁船 遊覧船 砂利採取船 ヘリコプター など
車両及び運搬具	大型特殊自動車（ショベルローダ、フォークリフト） など ●詳しくは3ページをご覧ください。
工具・器具 及び備品	パソコン コピー機 テレビ ルームエアコン（天井埋込型を除く） 冷蔵庫 陳列棚 応接セット 自動販売機 ゲーム機 医療用機器 理美容機器 など

〈賃貸用アパートを建てられた場合の償却資産の例〉



2 申告について

(1) 申告の対象となる資産

申告すべき資産は、1月1日現在に都城市内に所在を有する償却資産です。
事業に使うことができる状態であれば申告の対象となります。

(2) 申告対象とならない資産

- ・ 自動車税、軽自動車税の対象となる車両
例：小型特殊自動車に分類されるフォークリフト、ショベル など
- ・ 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満のもので一時に損金算入したもの
- ・ 取得価額20万円未満のもので3年間で損金に算入（一括償却）したもの
- ・ たな卸資産
- ・ 書画骨董
- ・ 生物（ただし、鑑賞用・興行用等のものは申告の対象となります）
- ・ 無形固定資産（電話加入権、特許権、ソフトウェア等）
- ・ ファイナンス・リース取引に係るリース資産で取得価額が20万円未満のもの
- ・ 用途廃止資産（機能の劣化や旧式化等のために使用されなくなり、今後再び事業の用に供する見込みがないまま、解体・撤去等もされていない資産）

(3) リース資産について

リースに供されている資産の申告義務は、原則としてリース会社にあります。
ただし、それが実質的に割賦（分割）販売であると認められる場合（リース期間終了後に譲渡されることになっている場合など）は、ユーザー（買主）が申告を行なう必要があります。

(4) テナントが家屋に取り付けた内装、造作、建設設備について

テナント（家屋所有者以外の方）が、事業の用に供するために家屋に取り付けた付帯設備については、テナントから償却資産として申告していただく必要があります。（地方税法第343条第10項、都城市市税条例第54条第8項）
<付帯設備の例>

内装、電気設備、ガス設備、給排水衛生設備、造り付け家具 など

(5) 車両及び運搬具について

次の表に掲げる車輛は、**大型特殊自動車**に該当するため償却資産の申告が必要です。なお、大型特殊自動車は陸運局への登録の有無に関わらず、すべてが償却資産の対象です。

種類	自動車の構造及び原動機	最高速度	長さ	幅	高さ
一般用 ・ 建設用	ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローダ、ホイールクレーン、パワーショベル、タイヤショベル、フォークリフト、ホイールローダ、ブルドーザ、フォワーダ、林内作業車 など 自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車 国土交通大臣の指定する構造のキャタピラを有する自動車及び特殊な構造を有する自動車、国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	時速 15 km を超える もの 〔 1 つでも該当すれば 大型特殊自動車 〕	4.7 m を超える もの	1.7 m を超える もの	2.8 m を超える もの
農耕作業用	トラクター、コンバイン など 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	時速 35 km 以上のもの			

※ 上記規格以外のものは、小型特殊自動車であるため償却資産の申告対象外ですが、軽自動車税（種別割）の課税対象となりますので、市民税課へ申告し、ナンバープレートを取得する必要があります。

農耕作業用トレーラをお持ちの方は申告に御注意ください

国土交通省告示により、農耕作業用トレーラ（けん引式農作業機）が、道路運送車両法上の小型・大型特殊自動車として新たに位置づけられ、公道走行が可能になりました。

これまでは、償却資産として固定資産税の課税対象でしたが、「小型特殊自動車に該当する『農耕作業用トレーラ』の判断基準」と「公道を走るための保安基準」の両方を満たす場合は、軽自動車税（種別割）の課税対象となり、償却資産課税台帳からの抹消手続きと、ナンバープレートの取得が必要です。

軽自動車税（種別割）の課税対象となる農耕作業用トレーラの判断基準などの詳細については、お問い合わせください。

お問い合わせ先：都城市役所 市民税課
(電話 0986-23-2123)

(6) 太陽光発電設備について

太陽光発電設備は、自宅の屋根に設置する住宅用のものであっても、発電出力が10kw以上のものは償却資産として申告が必要です。

【対象となる太陽光発電設備】

設置者	10kw未満の太陽光発電設備	10kw以上の太陽光発電設備
個人 (住宅用)	申告対象外 家庭用の発電設備とみなし、償却資産としての申告対象外となります。	申告対象 売電事業用の資産となり、償却資産としての申告対象となります。
個人 (事業用)	申告対象 店舗、アパートや農業などの事業を営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となり、償却資産として申告の対象となります。	
法人	申告対象 事業の用に供している資産となり、償却資産としての申告の対象となります。	

【償却資産の対象となる主な設備】

- ・ 太陽光パネル
- ・ 送電設備
- ・ パワーコンディショナー
- ・ 土地の舗装
- ・ 架台
- ・ 電力量計
- ・ 表示ユニット
- ・ フェンス設置 など

※建材型の太陽光パネル（屋根自体が太陽光パネル）は、家屋として評価されるため、償却資産の対象にはなりません。

【償却資産と家屋の区分】

償却資産と家屋の区分については以下のとおりです。表中の「償却資産」となっている設備は、償却資産（2類：機械及び装置）として申告してください。「家屋」となっている設備は、家屋の評価対象ですので、償却資産としての申告は不要です。

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光 パネル	架台	接続 ユニット	パワー コンディ ショナー	表示 ユニット	電力量計 等
家屋に一体の建材(屋根材など)として設置	家 屋		償 却 資 産			
架台に乗せて屋根に設置	償 却 資 産					
家屋以外の場所 (地上や家屋の要件を満たしていない構築物など)に設置	償 却 資 産					

(7) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法349条の3、地方税法附則第15条、第15条の2、第15条の3に規定される一定の要件を満たす資産には、課税標準額の特例が適用されます。新たに申告される場合は種類別明細書にその名称等を記載するとともに、摘要欄に「特例資産」と記載し、該当資産の確認ができる書類等を添付してください。

【課税標準特例の適用償却資産（一部抜粋）】

特例対象資産	課税標準の特例割合	取得時期	適用法令（関係法令）	備考
中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された償却資産【わがまち特例】	最初の3年間 0（ゼロ）	平成30年6月6日 ～令和5年3月31日 ※構築物、事業用家屋については、 令和2年4月30日 ～令和5年3月31日	市税条例附則第10条の2第20項 （地方税法附則第15条旧第41項、附則第64条） （生産性向上特別措置法第41条第1項）	【添付書類】 ・都城市（商工政策課）の認定書 ・認定を受けた先端設備等導入計画書 ・工業会証明書 ※すべて写しで可
	【賃上げ表明なし】 1 / 2 （3年間）	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	地方税法附則第15条第45項 （中小企業等経営強化法第52条第1項）	【添付書類】 ・都城市（商工政策課）の認定書 ・認定を受けた先端設備等導入計画書 ・工業会証明書 ・従業員への賃上げ方針の表明を証する書面 ※すべて写しで可
	【賃上げ表明あり】 1 / 3 （5年間）	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日		
	1 / 3 （4年間）	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日		
汚水または廃液処理施設 【わがまち特例】	1 / 2	令和4年4月1日 ～令和6年3月31日	市税条例附則第10条の2第1項 （地方税法附則第15条第2項第1号） （水質汚濁防止法第2条第2項または第3項）	
公共下水道除害施設 【わがまち特例】	3 / 4	令和4年4月1日 ～令和6年3月31日	市税条例附則第10条の2第2項 （地方税法附則第15条第2項第5号） （下水道法第12条第1項または第12条の11第1項）	

※ わがまち特例とは、地方税法の定める範囲で、地方団体が特例措置の割合を条例で定めることができる仕組みのことです。

※ 上記以外にも特例が適用される場合がございますので、ご不明な点等がございましたら、資産税課までお問い合わせください。

3 申告書の書き方

以下の留意事項及び記載例（9，10ページ）を参考に必要事項を記載し、申告してください。

◎ はじめて申告される方

全資産を申告してください。

申告対象	1月1日現在、都城市内に所有するすべての償却資産
提出書類	償却資産申告書・種類別明細書

※申告する資産がない場合は、申告書の⑩備考の「3.該当資産なし」に○をつけて提出してください。

◎ 前年度申告された方

同封の「種類別明細書」で
前年度の申告内容を確認



資産の増減を申告

申告対象	前年中の増加資産及び減少資産 前年度まで申告もれになっていた資産
提出書類	償却資産申告書・種類別明細書

※資産の増減がない場合でも、申告は必要です。申告書の⑩備考「2.資産の増減なし」に○をつけて提出してください。

※転出・廃業した場合は、申告書の⑩備考「4.廃業・解散・転出等」に○をつけて提出してください。

※無申告者に対しても、前回申告と同様の償却資産があるとみなして課税を行いますので、提出期限（1月31日）までに申告をお願いします。

◎ 企業電算申告について

※地方税法施行規則様式第26号（第14条関係）を使用してください。

◎ エルタックスによる電子申告について

※電子申告を行う場合は、電子証明書等を取得された上で、「エルタックス(eLTAX)」のホームページで利用の届け出を行い、事前に審査を受けていただく必要があります。
詳しくは下記「エルタックス(eLTAX)」ホームページを御覧ください。

- ホームページ：eLTAX 地方税ポータルシステム（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）
- 電話：0570-081-459（ハイシンコク）
※上記が繋がらない場合…03-5521-0019

エルタックス

検索 

4 評価額の算定について（税額の求め方）

- ◎ 固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として旧定率法です。
- ◎ 課税標準額は、資産ごとに下記の方法で計算した「評価額」の合計額です。
- ◎ 耐用年数経過後も資産を事業の用に供している場合は、取得価格の5%を評価額の最低限度額として課税の対象になり続けます。評価額が取得価格の5%を下回った年から、5%の額に据え置かれます。

	前年中取得資産	前年前取得資産
評価額	$\boxed{\text{取得価格}} \times (1 - \text{減価率} \times \frac{1}{2})$	$\boxed{\text{前年度における評価額}} \times (1 - \text{減価率})$

（参考）耐用年数に応ずる減価率・減価残存率（抜粋）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1-減価率/2	前年前取得 1-減価率			前年中取得 1-減価率/2	前年前取得 1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912
11	0.189	0.905	0.811	30	0.074	0.963	0.926
12	0.175	0.912	0.825	35	0.064	0.968	0.936
13	0.162	0.919	0.838	40	0.056	0.972	0.944
14	0.152	0.924	0.848	45	0.050	0.975	0.950
15	0.142	0.929	0.858	50	0.045	0.977	0.955
16	0.134	0.933	0.866	60	0.038	0.981	0.962

[評価額の計算例]

償却資産名	取得年月	取得価格	耐用年数
太陽光発電設備	令和4年4月	3,000,000円	17年

- 今年度 … $3,000,000 \times 0.936 = 2,808,000$
(取得価格) (減価残存率) (評価額)
- 翌年度 … $2,808,000 \times 0.873 = 2,451,384$
(前年度評価額) (減価残存率) (評価額)
- 翌々年度 … $2,451,384 \times 0.873 = 2,140,058$
(前年度評価額) (減価残存率) (評価額)

以降、評価額は毎年同様の方法で減価し、最低限度 150,000 円（取得価格の5%）からは減価しません。

- ◎ 前述の方法により計算した各資産の評価額を合算した額を課税標準額（千円未満切捨て）として、次の算式により固定資産税額（100 円未満切捨て）を計算します。

$$\boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率 (1.4\%)}} = \boxed{\text{固定資産税額 (年税額)}}$$

[計算例：課税標準額が 2,000,000 円の場合]

$$2,000,000 \times 1.4/100 = \underline{\underline{28,000 \text{ 円}}}$$

- ◎ 償却資産の課税標準額（全資産合計）が、**150 万円（免税点）未満**の場合は、課税されません。ただし、免税点未満でも申告は必要です。

5 納税について

- (1) 納税義務者 … 毎年 1 月 1 日現在における固定資産の所有者
(2) 納 期 … 年 4 回（4 月、7 月、12 月、翌年 2 月）

※免税点未満の場合は、納税通知書は送付いたしません。

● 償却資産申告書の記載例

※太枠部分は必ず記入してください。

①② 住所・氏名に誤りがないか確認し、誤りがあれば訂正してください。

③ 個人番号または法人番号を記入してください。
 ④⑤ 事業種別・事業開始年を記入してください。
 ⑥ 申告に対応する方の所属・氏名・電話番号を記入してください。
 ⑦ 経理を委託されている場合は、税理士等の氏名・電話番号を記入してください。

令和〇〇年度 償却資産申告書		所有者コード 123456789
受付印	令和〇〇年〇月〇日 都城市長宛て	⑧ 短縮耐用年数の承認 有・無
① 住所 (又は特約通 知書送達先)	〒885-8555 都城市姫城町6-21	⑨ 増加償却の届出 有・無
② 氏名 (法人にあって は、法人及び フリガナ は、氏名及び フリガナ を併記する)	ミヤコジョウゴウゴウカコンゴウ 都城興行観光 株式会社 代表取締役 都城 太郎 (屋号)	⑩ 非課税該当資産 有・無
		⑪ 課税標準の特例 有・無
		⑫ 特別償却又は圧縮記載 有・無
		⑬ 税務会計上の償却方法 定率法・定額法
		⑭ 青色申告 有・無

⑧～⑭
該当する方を○で囲んでください。
わからない場合は記入する必要は
ございません。

資産の種類	取得価額		減価償却累計額		前年中に取得したものの 計(イ)ー(ロ)＋(ハ) (ニ)
	(イ) 前年中に取得したものの 評価額	(ロ) 前年中に減少したものの 評価額	(ハ) 前年中に取得したものの 償却額	(ニ) 前年中に減少したものの 償却額	
1 構築物	3,500,000		1,000,000		4,500,000
2 機械及び装置	500,000		900,000		900,000
3 船					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品	3,150,000	250,000	500,000		3,400,000
7 合計	7,150,000	750,000	2,400,000		8,800,000

⑮ 資産の所在地、または事業所が左上欄①の住所と違う場所にある場合は、その所在地を記入してください。複数ある場合は、その分記入してください。

⑯ リース資産の有無を○で囲み、有の場合はリース会社名を記入してください。

⑰ 事業所のある家屋の所有区分を○で囲んでください。

⑱ 該当する項目を○で囲んでください。4に該当する場合は、その年月日を記入してください。その他、特記事項があれば記入してください。

資産の種類	評価額 (ホ)	決定価額 (ヘ)	課税標準額 (ト)	事業所用家屋の所有区分	
				自己所有	借家
1 構築物					
2 機械及び装置					
3 船					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具、器具及び備品					
7 合計					

⑮市内における事業所等資産の所在地
 都城市安久町9999番地A
 都城市丸谷町8888番地Y
 貸主の名称等
 都城産業リース(株)
 ⑯ 借用資産 (有・無)
 ⑰ 事業所用家屋の所有区分 (自己所有・借家)
 ⑱ 備考(添付書類等)
 ※該当する項目に○をつけてください。
 ① 資産の増減あり
 2. 資産の増減なし
 3. 該当資産なし
 4. 廃業・解散・転出等 (異動年月日 年 月 日)

記入する必要はありません。ただし、電算帳簿申告の方は記入してください。

(イ)～(ニ) それぞれの種類別の取得価額の合計を記入してください。

種類別明細書の記載例

※新規で取得がある場合
太枠部分は必ず記入してください。

年号は番号で記入してください。
3：昭和 4：平成 5：令和

令和〇〇年度 種類別明細書(全資産用)

所有者コード 123456789		所有者名 都城 太郎		課税標準額		価額		取得価額		耐用年数		減価残存率		枚数		取得年月		資産の名称等		資産コード (一品コード)		資産の種類			
行番	資産の種類	資産コード	資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	取得価額	耐用年数	減価残存率	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	取得年月	取得価額	耐用年数
01	1	111111	アスファルト舗装	14154	2,500,000	10																			
02	1	222222	ブロック塀	14154	1,000,000	15																			
03	2	333333	清涼飲料設備	14154	500,000	5																			
04	6	444444	コピー機	14194	750,000	5																			
05	6	555555	エアコン	14214	1,200,000	6																			
06	6	666666	パソコン	34214	750,000	4																			
07	6	777777	冷凍冷蔵庫	14234	1,200,000	6																			
08																									
09																									
10	1		看板	14314	1,000,000	20																			
11	2		食肉加工機(中古)	1515	900,000	2																			
12	6		レジスター	1534	3,000,000	5																			
13																									
14																									
15																									
16																									
17																									
18																									
19																									
20																									
		小計																							

減少資産
行番号(03)のように該当する資産を抹消し、その事由について○印をつけてください。
5 売却による減少
6 滅失による減少
7 移動による減少
8 その他

一部訂正
行番号(06)のように変更箇所を抹消し、その上に1月1日現在の数値を記入してください。

増加資産
行番号(10・11・12)のように記入し、その事由について○印をつけてください。
1 新品取得
2 中古品取得
3 移動による受け入れ
4 その他

耐用年数
法定耐用年数を記入してください。

取得価格
償却資産を取得するために支出した金額を記入してください。
※取得価格とは、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(引当金の運用、荷役費、購入手数料、据付費等、当該試算を事業に用いるために直接要した費用を含む。)をいいます。

資産の名称
資産の名称・規格等を記入してください。
※「車両及び運搬具」は型番も記入してください。
※倉庫、車庫等の「構築物」については、所在地(地番)も記入してください。

資産の種類
番号で記入してください。
1：構築物
2：機械・装置
3：船舶
4：航空機
5：車輛・運搬具
6：工具・器具・備品

● 別表1 業種別による償却資産の具体例

業 種	主な償却資産の内容
各業種共通のもの	駐車場整備（アスファルト舗装、コンクリート舗装、砂利敷 など） 受変電設備、庭園、門、塀、外構（フェンス、植栽 など） 外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、 簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、パソコン エアコン（天井埋込型を除く）、コピー機、レジスター 金庫、テナント内部造作、太陽光発電設備 など
農業	ビニールハウス、農耕用車輛（小型特殊自動車を除く）、 温室管理装置、乾燥機、農業用機械設備、農業用器具 など
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、室内装飾品 など
小売店	商品陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫 など
理容業・美容業	パーマ機、消毒滅菌機、サインポール、理美容椅子、洗面設備 タオル蒸器、テレビ など
医療・薬局業	陳列ケース、ベッド、薬品戸棚、エックス線装置、厨房設備、心電計、 消毒殺菌用機器、手術台、歯科診療用ユニット、光学検査機器、 保育器、顕微鏡、冷蔵庫 など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ミシン、スリーブ、 ビニール梱包設備、看板、給排水設備 など
製パン業、製菓業	窯、オープン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備 ビニール梱包機 など
不動産貸付業	受変電設備、中央監視制御装置、外構工事（フェンス、植栽 など）、 門、塀、緑化設備、駐車場舗装 など
駐車場事業	舗装路面、柵、照明灯の電気設備、駐車場料金精算機 駐車装置（機械設備、ターンテーブル）など
バー、喫茶・軽食	ステレオ、ガスレンジ、自動食器洗浄器、製氷器 エレクトーン等の楽器、ミラーボール、放送設備 など
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシーン、両替機、玉貸機、島台、 カード発行機、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内外装 など
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機 など
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ミキサー パワーショベル、コンクリートカッター、ブルドーザー など
自動車整備業、 ガソリン販売業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー ガソリン計量器、ジャッキ、溶接機、地下槽、地下タンク 卓上ボール盤、照明設備、自動販売機、独立キャノピー など
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤 など
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備 など

● 別表2 家屋と償却資産の区分表

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	事業所用家屋の所有区分				
			自己所有		借入家屋 (テナント)		
			家屋	償却	家屋	償却	
建設工事	内装・造作	床・壁・天井仕上・店舗造作等工事一式	○			●	
電気設備	受変電設備	設備一式		●		●	
	予備電源設備	蓄電池、ガソリンエンジン発電機、ディーゼルエンジン発電機等		●		●	
	中央監視設備	監視盤、センサー、配管及び配線		●		●	
	電灯コンセント設備・ 照明器具設備	屋外設備一式			●		●
		電灯コンセント配線設備・白熱灯器具設備・蛍光灯器具設備	○				●
	電力引込設備	引込工事一式		●		●	
	動力配線設備	特定の生産業務用設備			●		●
		上記以外の設備	○				●
	電話配線設備	電話機 交換機等の機器			●		●
		配管・配線・端子盤等	○				●
	LAN設備	設備一式			●		●
	放送・拡声器設備	マイク スピーカー アンプ等の機器			●		●
		配管・配線等	○				●
	インターホン設備	集合玄関機			●		●
配線・上記以外の設備		○				●	
工業用テレビジョン設 備	受像機(テレビ) カメラ			●		●	
	配管・配線等	○				●	
避雷設備	避雷針・避雷導体等設備一式	○				●	
防火設備	機器、配管及び配線、ハロゲンガス、炭酸ガス、泡消火設備	○				●	
給排水衛生設備	給水排水設備	屋外設備、引込工事、特定生産又は業務用設備		●		●	
		屋内の配管等、ポンプ	○			●	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器)、ボイラー			●		●
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○				●
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定生産又は業務用設備			●		●
屋内の配管等、ガスカラン		○				●	
衛生設備	洗面器、大小便器、手洗機	○				●	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			●		●	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○				●	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(天井埋込型を除く)		●		●	
		熱源機器、暖房機器、配管、ダクト	○			●	
	換気設備	換気口、換気筒、換気扇、天井扇等、ダクト及び附属設備	○			●	
運搬設備	運搬設備	気送管設備、エレベーター、リフト、エスカレーター	○			●	
清掃設備	清掃設備	ゴンドラ	○			●	
その他の設備	塵芥処理設備	ダストシュート	○			●	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)			●	●	
		システムキッチン	○			●	
	洗濯機設備	機器			●	●	
	医療機器設備	医療用ガス設備、吸引設備、消毒設備、手術設備、X線設備			●	●	
自動扉設備	始動装置、動力源装置	○			●		
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		●		●	

6 提出時の確認書類について

◎ 提出される方の確認について

国の押印制度見直しに伴い、提出される方の確認を行うことになりました。

◎ マイナンバー・法人番号の記載について（任意）

マイナンバーを記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（身元確認、番号確認及び代理権確認）を実施いたします。

それぞれ下記のとおり確認書類が必要となりますので、窓口での申告の場合にはその提示を、郵送での申告の場合にはその写しの添付をお願いします。

なお、eL-TAX（電子申告）で申告いただく場合は、本人確認書類の提出は不要です。

《申告者本人が申告書を提出する場合》

確認事項	必要書類【いずれか1点】
身元確認	・プレ印字償却資産申告書（※1） ・運転免許証等の顔写真付身分証明書 ・個人番号カード
番号確認	・個人番号カード ・住民票（個人番号記載） ・通知カード

※1：都城市から送付する、所有者コード、氏名、住所等が印字された申告書のこと

《代理人が申告書を提出する場合》

確認事項	必要書類【いずれか1点】
代理人の身元確認	・代理人の運転免許証等顔写真付身分証明書 ・代理人の個人番号カード ・税理士事務所の方の場合・・・税理士証票、社員証 等 ・法人職員の方の場合・・・社員証 等
本人の番号確認	・本人の個人番号カードの写し ・本人の住民票（個人番号記載）の写し ・本人の通知カードの写し

◎申告書に個人番号を記載しなかった場合等

申告書にマイナンバーが記載されていない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、マイナンバーが記載された申告書で、本人確認書類の不備により本人確認ができない場合は、マイナンバーの記載はなかったものとして受理させていただきますのでご了承ください。

◇ 償却資産Q & A

Q.1 どうして申告しなければならないのですか？

A.1 地方税法に、「固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における償却資産について、価格の決定に必要な事項を1月31日までに償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない」と定めがあるためです（法第383条）。

※正当な理由なく申告しない場合、過料を科せられたり（法第386条）、延滞金が徴収されます（法第368条）。

※虚偽の申告をした場合、罰金を科せられます（法第385条）

Q.2 今回のはじめて申告書が送られてきました。今まで送られてきたことがなかったのに、なぜ送られてきたのですか？

A.2 税務署での調査により、都城市内で事業を営まれていると思われる方に申告書を送付しています。上記Q.1の回答のとおり償却資産の所有者は、申告書が送られてこなくても、毎年自ら申告しなければなりません。

Q.3 毎年、確定申告や市県民税の申告をしているのに、なぜ申告が必要なのですか？

A.3 所得税または法人税で税務署に申告する減価償却資産は「減価償却費を必要経費として計上する」ためのものです。それに対して市への申告は、「償却資産が固定資産税の課税対象となっている」ため必要となります。よって地方税法上、税務署の申告とは別に市への償却資産の申告が義務づけられています。

Q.4 償却資産を売却しました。今後の申告はどのようにすればいいですか？

A.4 申告が必要な資産は、その年の1月1日時点で所有されている資産です。例えば、申告後の3月に資産を売却したとしても、その年度はそのまま申告の対象となります。ただし、次年度からは申告不要ですので、申告の際に削除してください。

Q.5 申告書類はどこで入手できますか？

A.5 申告書類は、都城市資産税課（都城市役所本庁2階）で配布しています。また、電話での請求や、市のホームページからの印刷も可能です。

市のホームページの「税金」→「固定資産税」→「償却資産の課税や申告方法を紹介します」のページに様式を掲載しています。

※一度申告いただいた事業者の方には、毎年12月中旬頃に都城市資産税課から次年度の申告書類を送付しています。また、税務署調査等で、対象となる可能性のある資産を所有していることが判明した場合も、申告の案内を送付します。

調査協力について（お願い）

申告書受付後、申告内容を確認するために地方税法第 353 条又は第 408 条に基づく実地調査を行う場合があります。それに伴い、地方税法第 354 条の 2 に基づき、所得税及び法人税に係る書類の閲覧をさせていただく場合もありますので皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、調査の結果、誤り・過不足等がある場合は、修正申告をお願いすることもありますのであらかじめ御承知おきください。

提出前に次の確認をお願いします！！

所有者氏名や住所に間違いはありませんか？

申告書に連絡先（電話番号）は記入されましたか？

新たに取得した資産がある場合、種類別明細書に必要事項は記入されましたか？

（資産の名称、取得年月、取得価額、耐用年数）

廃棄等により減少した資産がある場合は、削除されましたか？

申告する償却資産は、都城市に所在するもので間違いありませんか？